

高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る
事業者選考委員会要綱

(設置)

第1条 高石市立取石幼稚園及び取石保育所を認定こども園として民営化するにあたり、移管先となる認定こども園運営者の選考について広く意見を聴くため、高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移管先となる認定こども園運営者の選定基準を定めること。
- (2) 認定こども園運営の条件に関すること。
- (3) 認定こども園運営者の選考に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉及び幼児教育又は会計事務の分野において専門知識又は経験を有する者 3名以内
- (2) 公共的団体代表者 5名以内
- (3) 保護者代表者 2名以内

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を主催する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 委員会は、あらかじめ決定を受けた者が傍聴することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、委員長が決定するまでの間は、市長が招集する。